

第 12 章 ベトナム社会主義共和国

ア. 法体系

1975 年に南部を併合するかたちで統一されたベトナム社会主義共和国では、1986 年以降、ドイモイ（刷新）の名の下で市場化政策が展開されている。1989 年に、1980 年憲法全面改正を目指すべく憲法改正委員会が設けられ、同委員会による 4 次草案が国会の審議を経て、現行の「1992 年ベトナム共和国憲法」となった¹。

ベトナムの国会は、人民の代表機関かつ国家の最高権力機関である。共産党の一党支配体制が堅持される中、立法権は最高権力機関である国会が、行政権は最高行政機関である政府が、司法権は審理及び検察機関である人民裁判所と人民検察院が、それぞれの権限を分配する「三権分業」の国家体制をとっている²。

また、ベトナムには地方分権制度は存在せず、地方議会に相当する人民評議会と地方政府に相当する人民委員会は、政府に直属する国家行政機関の 1 つである³。地方行政単位は第 1 レベルとして省 (Province) と中央直轄特別市 (City under direct authority of central government) がある。第 2 レベルは、省の下に県 (Rural district) と省直轄町 (Town under province) と市 (City) が、中央直轄特別市の下には特別区 (Urban district)、県 (Rural district) と市直轄町 (Town Under City) がある。さらに、第 3 レベルとして、町村レベル (町 Town、コミューン Commune、区 Ward、郊外コミューン Sub-urban commune) がある⁴。

司法機関は、上記の行政管理区に対応して、最高裁判所、省レベル人民裁判所、県レベル人民裁判所の 3 級に分かれて運営されている。人民検察院も、裁判所と同様に 3 階級にわかれている⁵。

イ. ドメスティック・バイオレンスに関する法律

2007 年 11 月 21 日、ベトナム国会においてドメスティック・バイオレンス防止管理法 (Law on Domestic Violence Prevention and Control) が可決され、2008 年 7 月の施行が予定されている⁶。同法制定に先立って、国会と国連の公開討論会「ドメスティック・バイオレンスの撤廃に向けて」が開催され、11 月 25 日の「女性に対する暴力撤廃のための国際デー」を踏まえ、ドメスティック・バイオレンスは犯罪であると同時に社会全体の問題であることが訴えられた⁷。

¹ 安田 2000:258 ページ

² 遠藤 2007:110 ページ

³ 同上:111 ページ

⁴ (財) 自治体国際化協会 2002:7 ページ

⁵ モック、山下 2002:182-184 ページ

⁶ United Nations in Viet Nam 2008

⁷ United Nations in Viet Nam 2007

2007 年ドメスティック・バイオレンス防止管理法の制定に先立ち、政治・社会・経済のあらゆる場面での男女平等を確保する目的で制定された横断的な法律として、性平等法 (Law on Gender Equality) が、2006 年 11 月 29 日に可決された。これは、ベトナム女性同盟 (Vietnam Women's Union) が起草したもので、この中に、絶対的な禁止行為として「性を理由とする暴力 (Violence for gender reasons)」が掲げられている⁸。この絶対的禁止規定は訓示規定的なものにとどまっており、この宣言の趣旨がドメスティック・バイオレンス防止管理法に盛り込まれたものと思われる。

2007 年ドメスティック・バイオレンス防止管理法では、ドメスティック・バイオレンスの定義、罰則規定、接触禁止命令や加害者に対する行政処分等について規定されている。法制定前は、婚姻における夫婦の義務や権利を定めた 2001 年婚姻家族法 (Law on Marriage and the Family) などがあったが、配偶者からの暴力は、通常、夫婦間の調停で解決がはかられていた⁹。

ウ. ドメスティック・バイオレンスの定義

ドメスティック・バイオレンス防止管理法第 2 章において、生命を危険に陥れるような身体的暴力、性行為の強制、名誉毀損、強迫行為など以下 9 項目にわたって、規定されている。なお、これらの行為の対象は配偶者のみならず、婚姻関係にはないが同居している者も含まれる。

- ①殴打、虐待など生命を危険に陥れるような身体的損害を与えること
- ②名誉や品位を汚すこと
- ③家に監禁、家から追い出すなどして精神的に追い詰めること
- ④親族と会う権利を奪うこと
- ⑤性的行為を強制すること
- ⑥他者との結婚を強制すること、離婚を強制すること、再婚させないこと
- ⑦自分や家族の物を破壊し、奪うこと
- ⑧家族に過度な重労働を強制すること、必要経費を過度に上回る金額を給与から取り上げる
- ⑨違法行為を犯した後、家族を別の場所に強制的に移動させること

行政法規であるドメスティック・バイオレンス防止管理法には、違反行為への制裁措置として、「違反者については、違反の性質及び重大性に応じて行政的制裁もしくは懲罰を科し、又は、刑事手続に付する」という規定¹⁰が置かれており、違反行為が比較的軽微な場合には行政的制裁を科し、重大な場合には刑事罰を科する旨の規定がある。

⁸ Law on Gender Equality, Article 10, Section 3

⁹ United Nations Development Fund 2005:p.2

¹⁰ Law on Domestic Violence Prevention and Control, Article 42, Section 1

ドメスティック・バイオレンス防止管理法の規定違反行為に対する行政的制裁の詳細及びその手続等（特に、いかなる行為がいかなる行政処分を科される違反行為に該当するか）については、同法上、政府令（decree）で定めることが予定されているが¹¹、当該政府令は、現在制定途中で、未だ確定していない。

ベトナムでは、様々な行政法規に対する違反行為のうち、刑罰を科する必要のない程度に軽微なものについて、行政的制裁を科する際は、2002 年行政違反行為取扱令（Ordinance on Handling of Administrative Violations）が根拠法令となる。2002 年行政違反行為取扱令は、法律ではなく、法律とほぼ同等の形式的効力を有する国会常任委員会令（ordinance）である。行政処分制裁の権限はその行為の性質・重大性等に応じ、省級、県級、コミューン級の人民委員会に属している。

また、刑法では、犯罪は、社会に与える危害の大きさに応じて次の 4 つに分類される¹²。

○重大でない犯罪

- ・社会に対して大きな危害をもたらさない犯罪で、刑の上限は懲役 3 年まで。

○重大な犯罪

- ・社会に対して重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役 7 年まで。

○極めて重大な犯罪

- ・社会に対して非常に重大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役 15 年まで。

○特に極めて重大な犯罪

- ・社会に対して極めて甚大な危害をもたらす犯罪で、刑の上限は懲役 15 年からの懲役刑、無期懲役または死刑。

具体的な刑罰は、1999 年刑法で、以下のように規定されている。

○殺人¹³

- ・妊婦と知った上での女性の殺害、幼児の殺害、祖父母・父・母・扶養者・教師の殺害などを犯した者は、12 年以上 20 年以下の懲役、無期懲役又は死刑に処す。
- ・上記に規定されている場合に当たらない罪を犯した場合は、7 年以上 15 年以下の懲役刑に処す。
- ・罪を犯した者は、さらに、職務分担、就職を禁じられ、又は 1 年以上 5 年以下の間保護観察の措置を受け、1 年以上 5 年以下の間居住管理若しくは禁止の措置を受けることがある。

○故意による傷害又は他人の健康に対する被害¹⁴

- ・被害者の傷害率 11% 以下の場合は、原則として犯罪不成立。

¹¹ Law on Domestic Violence Prevention and Control, Article 42, Section 3

¹² 刑法第 8 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:124 ページより邦訳を引用）

¹³ 刑法第 93 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:136 ページ）

¹⁴ 刑法第 104 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:137 ページ）；山下 2002:128 ページ

- ・故意に他人の健康に傷害又は被害を加え、その傷害率が 11%以上 30%以下の傷害を引き起こした者は、3 年以下の非拘束矯正、又は 6 か月以上 3 年以下の懲役に処す。
- ・他人に傷害率 31%以上 60%以下の傷害又は健康に害を与えた者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- ・他人に 61%以上の傷害率の傷害、健康に対する害を与え若しくは死に至らしめたときは、5 年以上 15 年以下の懲役に処す。
- ・罪を犯し、そのため多くの人を死に至らした場合には、10 年以上 20 年以下の懲役又は無期懲役に処す。

なお、被害者が祖父母・父・母・扶養者・教師や児童、妊娠している女性の場合や凶器使用の場合などは、加重処罰される¹⁵。また、具体的にどのような傷害が、傷害率 (%)のどの段階に当たるのかは不明である¹⁶。

○強姦¹⁷

- ・性交渉を目的として、暴力の使用、暴力の使用をもってする脅迫、被害者が自己防衛できない状態の利用、又はその他の手段を用いた者は、2 年以上 7 年以下の懲役に処す。
- ・被害者の傷害率、被害者との関係（加害者が養育、教育又は治療を行うべき責任を有している者が被害者である場合）、行為による妊娠の有無などによって、加重法定刑が定められる。
- ・罪を犯した者は 1 年以上 5 年以下の間、一定の職務、又は一定の職業若しくは仕事に就くことを禁じられることがある。

○性交渉の強要¹⁸

- ・自身が扶養する者又は著しい苦境にある者に対し、策略を弄してその意思に反して性交渉を持った者は、6 ヶ月以上 5 年以下の懲役に処す。
- ・被害者の傷害率、複数回の強要、被害者の妊娠などによって、加重法定刑が定められる。
- ・罪を犯した者は、1 年以上 5 年以下の間、一定の職務担当禁止、職業又は仕事に就くことを禁じられることがある。

○誹謗罪¹⁹

- ・他人の名誉を傷つけ、又はその者の合法的な権利、利益を損なうために、虚偽であると知りつつ噂を撒き散らし、又は他人が罪を犯したという噂を捏造し、管轄の当局に告発した者は、戒告、2 年以下の非拘束矯正、又は 3 か月以上 2 年以下の懲役に処す。

¹⁵ 山下 2002:128 ページ

¹⁶ 山下 2002:128 ページ、脚注 8

¹⁷ 刑法第 111 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:139 ページ）；山下 2002:128 ページ

¹⁸ 刑法第 113 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:139 ページ）

¹⁹ 刑法第 122 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:141 ページ）

- ・ 罪を犯した者は、さらに 100 万ドン以上 1,000 万ドン以下の罰金を科し、1 年以上 5 年以下の間、一定の職務の担当、職業に就くこと、又は一定の仕事に就くことを禁じられることがある。

○女性の平等権の侵害罪²⁰

- ・ 政治、経済、科学、文化、社会活動において女性が参加するのを妨げるために暴力を用い、あるいは重大な行為を働いた者は、戒告、1 年以下の非拘束矯正、又は 3 ヶ月以上 1 年以下の懲役に処す。

○祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害²¹

- ・ 自分を養ってくれた祖父母、父母、配偶者、子、孫、もしくは養父母に対して虐待もしくは迫害して重大な被害を引き起こした者、またはその行為について行政処分を受けているにも関わらず違反をした者は、戒告、3 年以下の非拘束矯正または 3 ヶ月以上 3 年以下の懲役に処す。

前述の通り、ドメスティック・バイオレンス防止管理法には、違反行為が重大な場合には刑事罰を科する旨の規定があるが、対応する処罰規定が刑法に盛り込まれていない限り、刑事罰を科することができない。刑法で定められている「女性の平等権の侵害罪」および「祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害」は、ドメスティック・バイオレンス防止管理法の違反行為に該当すると考えられるが、これらの刑事罰の適用は、例外的に悪質な行為に限定されており、違反行為の大部分は行政処分により処理されると考えられる。

エ. 加害者に対する命令

ドメスティック・バイオレンス防止管理法において、加害者の対する命令が以下のように規定されている。

①防止手段

第 19 条では、防止手段として、加害者の暴力停止や、周囲による救済を義務付け、被害者の提訴の権利などを明記している。

②人民委員会が決定する接触禁止

第 20 条では、人民委員会の決定による 3 日間の接触禁止を規定。加害者が違反した場合には、拘留可能である。

③裁判所の決定による接触禁止

第 21 条では、裁判所の決定による 4 ヶ月間の接触禁止を規定している。

④接触禁止期間の監視

第 22 条では、人民委員会の決定により、必要とされる場合には、被害者と加害者の

²⁰ 刑法第 130 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:142 ページ）

²¹ 刑法第 151 条（法務省法務総合研究所国際協力部 2005b:147 ページ）

接触の有無を監視し、接触がある場合には警告等行う監視者を、組織の長に派遣しなければならないと規定されている。

オ. 司法手続

ベトナムの刑事手続は、捜査、起訴（検察）、公判、判決執行の4段階にわかれており、捜査機関、検察院、裁判所が関与している²²。

1 捜査

捜査機関としては、公安省（警察機関）、軍、最高人民検察院、省レベルの人民検察院等に存在する²³。

ベトナムの事件捜査の特徴の1つとして、「刑事事件の立件」「被疑者の立件」という手続があげられる。刑事事件の立件は、捜査にあたって刑事事件として認知することである。被疑者の立件は、犯人である嫌疑が強くなった者に対して、捜査権限を有する機関が「これから被疑者として捜査の対象とする」旨を明示的に決定する手続である。この決定については、被疑者本人にも通知され、写真などの個人記録が作成される。

身柄拘束に関する処分として、「逮捕」「勾留」「暫定留置」がある。ベトナムでは、裁判所以外の検察院や捜査機関も逮捕状、勾留状を発付できる。暫定留置を決定できるのは捜査機関である²⁴。

刑法で定められている「女性の平等権の侵害罪」および「祖父母、父母、配偶者、子、孫、又は養父母に対する虐待又は迫害」は、「重大でない犯罪」にあたるが、「重大でない犯罪」の場合は、勾留は極めて限られた場合にしか許されない²⁵。

2 起訴

起訴段階は、捜査機関から人民検察院に事件が送致された時点から始まる。その期間は「重大でない犯罪」及び「重大な犯罪」の場合が20日間、「極めて重大な犯罪」及び「特に極めて重大な犯罪」の場合が30日間となっている²⁶。

3 公判

（1）第一審

公判段階は、公判準備段階と公判審理段階の2段階からなる。

²² モック、山下 2002:184-185 ページ；刑事訴訟法の日本語訳については、法務総合研究所国際協力部 2005a を参照。

²³ モック、山下 2002:185 ページ

²⁴ 丸山 2005:9 ページ

²⁵ 刑事訴訟法第 88 条（法務総合研究所国際協力部 2005a:63 ページ）

²⁶ モック、山下 2002:186 ページ

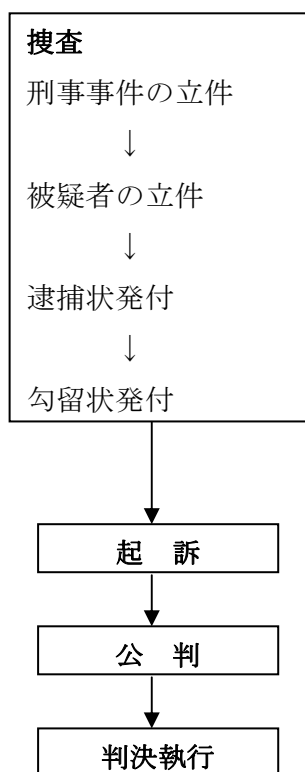
準備段階では、検察院から提出された起訴状と事件記録を申請、被疑者の有罪を立証する十分な証拠があれば公判開始を決定する。この決定から、15 日以内に公判審理が開始されなければならない。第一審公判は、人民検察員が監督する²⁷。

(2) 第二審

第一審公判の判決宣告後 15 日以内に不服申し立てをすると、上級の裁判所での第二審（覆審裁判）が行われる。裁判所は、未確定の一審判決に対する上訴申立てを却下する権限を持たないため、覆審裁判の実行率が高い。

人民検察院は、第一審公判を監督するとともに、人民裁判所において公訴を遂行する権限及び責務を有する。一審判決に対しては、判決宣告後 15 日以内に不服申し立てをなすことができ、その不服申し立て権は、被告人、被害者、これらの法律上の代理人、検察院が有する。人民裁判所は、不服申し立てから 60 日または 90 日以内に公判を開始しなければならない²⁸。

(参考) ベトナムの司法手続の流れ²⁹



²⁷ モック、山下 2002:187-196 ページ

²⁸ モック、山下 2002:187-196 ページ

²⁹ モック、山下 2002 に基づいて作成

カ. 司法手続等における加害者更生の位置付け

ドメスティック・バイオレンス防止管理法では、違反行為に対する行政処分の一環として、コミューン、区、町における教育処分の適用、教育施設もしくは教護院への送致等について、2002 年行政違反行為取扱令の定めるところによると規定している³⁰。同取扱令では、行政違反行為に対し、罰金処分のほか、コミューン、区又は町の人民委員会の決定による教育処分、教護院送致（未成年対象）、教育施設送致、医療施設送致及び保護観察の処分を科することができる規定されている³¹が、ドメスティック・バイオレンス加害者の更生目的に特化した処分については特に明記されていない。

参考文献

- 遠藤聡 2007 年「ベトナムの国会と立法過程」国立国会図書館『外国の立法』第 231 号 110-151 ページ
- 笠原俊宏、関口晃治 2007 年 a「ベトナム家族法（2001 年）の邦訳（上）」『戸籍時報』（8 月号）No.616 38-46 ページ
- 笠原俊宏、関口晃治 2007 年 b「ベトナム家族法（2001 年）の邦訳（中）」『戸籍時報』（9 月号）No.617 37-47 ページ
- 笠原俊宏、関口晃治 2007 年 c「ベトナム家族法（2001 年）の邦訳（下）」『戸籍時報』（11 月号）No.620 32-40 ページ
- 財団法人自治体国際化協会 2002 年『ベトナムの行政改革』
http://www.clair.or.jp/j/forum/c_report/pdf/233-1.pdf（2008 年 3 月 31 日アクセス）
- 丸山毅 2005 年「ベトナムの 2003 年改正刑事訴訟法と新捜査体制」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News: Law For Development』第 23 号 1-18 ページ
- モック、ブー・バン著、山下輝年編集・注解 2002 年「ヴィエトナム刑事司法制度の概要及び日越比較」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News: LAW for Development』第 2 号 179-198 ページ
- 安田信之 2000 年『東南アジア法』日本評論社
- 山下輝年 2002 年「ヴィエトナム刑事法の特徴と司法改革に関する一考察」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD News: Law for Development』第 5 号 125-138 ページ
- United Nations in Viet Nam. 2007, November 21. “UN Congratulates Viet Nam on NA Passage of Domestic Violence Law.”
http://www.un.org.vn/index.php?option=com_content&task=view&id=274&Itemid=1 (accessed on March 18, 2008)
- United Nations in Viet Nam. 2008, March 7. “UN: Ending Domestic Violence is Everyone’s Business: Effective Implementation of Viet Nam’s Domestic Violence Prevention Law is Key.”
http://www.un.org.vn/index.php?option=com_content&task=view&id=392&Itemid=1 (accessed on March 18, 2008)
- United Nations Women’s Development Fund for Women. 2005. “Vietnam Country Profile.” *A Life Free From Violence: It’s Our Right!*

³⁰ Law on Domestic Violence Prevention and Control, Article 43, Section 3

³¹ Ordinance on Handling of Administrative Violations, Articles 22-27

<http://unifem-eseasia.org/resources/others/domesticviolence/dvkit.htm>
(accessed on March 18, 2008)

「ベトナム刑事訴訟法」法務省法務総合研究所国際協力部訳 2005 年 a『ICD News: Law For Development』第 23 号 42-106 ページ

「ベトナム刑法」法務省法務総合研究所国際協力部訳 2005 年 b『ICD NEWS: Law For Development』第 23 号 117-186 ページ

Law on Domestic Violence Prevention and Control, No.02/2007/QH12 (in Vietnamese). Available on the Communist Party of Vietnam Online Newspaper website at http://www.cpv.org.vn/tiengviet/tulieuvankien/vanbanmoi/details.asp?topic=108&subtopic=383&leader_topic=892&id=BT17120761017 (accessed on March 18, 2008)

Law on Gender Equality, No. 73/2006/QH11. Vietnam Law and Legal Forum. 2007, May. *Official Gazette*, Issue Nos 09-10: pp.33-46

Ordinance on Handling of Administrative Violations, Ordinance No.44/2002/PL-UBTVQH10 of July 2, 2002. *Official Gazette*. No. 43 (05-9-2002): pp.3-38.